

(1 0) 外務省改革への取組

- 9 1 行政府としての立法府との適切な関係の確保
- 9 2 外交に携わる者としての職員の意識改革
- 9 3 徹底した競争原理導入による人事制度の再構築
- 9 4 秘密保全の徹底
- 9 5 O D A の効率化・透明化
- 9 6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保
- 9 7 N G O との連携強化
- 9 8 広報広聴体制の再構築
- 9 9 効率的な外交を更に推進するための在外公館を中心とした業務見直し
- 1 0 0 政策立案過程などの透明化
- 1 0 1 危機管理体制の整備
- 1 0 2 政策構想力の強化

9 1 行政府としての立法府との適切な関係の確保

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>外務省と立法府の関係について、立法府との適切な関係を確保するための外務省の取組を示す。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>民主主義国家の外交にとって国民の支持と理解は不可欠であり、外交に携わる外務省としては、国民の代表である国会議員からの様々な意見に真摯に耳を傾けるべき立場にある。わが国の外交や外務省の活動に関し、立法府からの適切な意見は幅広く受け入れ、不適切なものは排除するという適切な関係を構築するために、(a)文書管理規定に従い、国会議員から 採用・昇進等の人事管理、 許認可・補助金交付決定等の事務事業及び それ以外の政策・施策に関する意見提出のうち、大臣の事務統括権限に支障が生じ得るものに関する意見提出があった場合には、文書化することとし、作成した文書については、(b)「政務本部（本部長：外務大臣）」に諮り、その内容について調整することとしている。また、「政務本部連絡協議（外務副大臣主催）」を原則として週 1 回開催し、立法府との関係に係る事項などについて協議を行うこととしている。このような措置を講じることにより、不適切な意見提出があった場合に対するシステムを整備し、定期的に外務省内の政治レベル（副大臣及び政務官）と事務方との間で連絡を密にとることを確保する。このシステムは、外務省と立法府の間の適切な関係を維持していくことに資する。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>平成14年に明らかとなった一部特定議員との関係を巡る一連の不祥事を踏まえ、万が一の類似の事件の発生防止のため、行政の中立を確保する手だてを整備し、外務省と立法府との間に適切な緊張関係を構築することは重要である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a) 文書管理規定に基づく国会議員からの意見提出に関する報告については、これまでのところ（平成16年1月現在）なされていない。理由の一つには、外務省と立法府双方において、両者の関係の在り方についての意識が強まってきたことが背景にあるものと考える。</p> <p>(b) 政務本部連絡協議については、国会審議日程を踏まえつつ、可能な限り原則として毎週開催しているが、定期的に開催することにより、省内政治レベルと事務方との意思疎通が図られていると考える。</p>	

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

外務省と立法府の間の適切な相互協力関係を維持していくためには、不適切な意見を排除できるシステムを維持し、また、このような関係について外務省内の政治レベルと事務方が、日頃から協議できる体制を整備しておくことが必要であることから、今後も継続する。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

この施策は、特に予算、機構・定員要求を伴わないものである。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）：
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html）
- ・「平成14年度外務省政策評価書」（平成15年5月 外務省）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf）

7. 【備考・特記事項】

上述のとおり、大臣の事務統括権限に支障が生じうる国会議員からのある一定の分野についての意見提出について文書化して「政務本部」に諮り、また、省内の政治レベルと事務方との間で「政務本部連絡協議」を定期的開催して情報共有するなどシステムを整えたが、このシステムを運用することにより、外務省と立法府との間に適切な関係が構築できたかについては定量的に把握することは困難であり、また、短期的に結論を出すことは難しい。

9 2 外交に携わる者としての職員の意識改革

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫 大臣官房領事移住部政策課長 三好 真理
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>外交に携わる者として、絶えず変化する日本を取り巻く状況に常に敏感な感覚を養い、国民全体の奉仕者としての意識を持つための取組を示す。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>一連の不祥事などを教訓としながら、外務省の各職員がそれぞれの職責を全うし、国民の期待とわが国の国益に則りつつ外交に携わるためには、各職員が国家公務員として国民全体の奉仕者であるとの意識を常に持ち、かつ、外交に携わる者としての使命感に基づき活動することが最も基本的な課題である。そのために、(a)外交に携わる者に期待される役割を周知・徹底し、能力を磨くための各種研修の機会を活用し、また、(b)在外公館窓口業務体制を改善したり、(c)在外公館において若手職員を領事業務に従事させたり、公館長等幹部と在留邦人との積極的な交流を促進することを通じて各職員の意識改革を徹底している。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>一連の不祥事などを教訓としながら、外務省の各職員がそれぞれの職責を全うし、国民の期待とわが国の国益に則りつつ外交活動に携わるためには、各省員が国家公務員として国民全体の奉仕者であるとの意識を常に持ち、かつ、外交に携わる者としての使命感に基づき活動することが最も基本的な課題であると考える。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)外交に携わる者に期待される役割を周知・徹底し、能力を磨くための各種研修の機会の活用については、具体的な事例として以下があげられる。各種研修の実施に当たっては、研修の実効性に加えて、効率的な形式での実施にも配慮している。特に、在外赴任前研修については、在外公館赴任者が比較的集中する時期を選定の上で、短期集中（2日間終日）形式にて実施している。</p> <p>(イ)在外公館（大使館、代表部、総領事館）への赴任を予定している者を対象とした在外公館赴任前研修（平成15年度は2月時点で既に3回実施済み）においては、ケーススタディー形式を導入した、緊急時対応、会計・領事事務等の講義を実施している。また、在外公館に次席として赴任する予定の職員に対する研修においても外務省改革、緊急時対応、会計・領事事務等の講義を実施している。</p>	

- (ロ)研修所は新人研修(入省1・2年)を対象とした研修において、各界から講師(民間経営者、プレス関係者、大学教授等の有識者)を招き、外務省及び外交官に求められるものについて様々な形で問題提起を行って頂くことにより、外交に携わる者としての意識改革の「きっかけ」を積極的に提供している。また、同研修においては、JICAが実施する国際緊急援助業務調整員訓練に2日間参加し、国際協力の現場実務について経験する機会を提供している。
- (b)在外公館窓口業務体制の改善：在外公館の領事事務受付、申請取扱時間の拡大については、平成14年6月時点で112公館で改善されていたのに加え、15公館(平成15年1月現在)において改善が見られた。
- (c)在外公館においては、平成14年度より若手職員を原則として1年間程度各在外公館における領事事務に従事させているが、平成15年度夏より新たに館務についた1種・専門職員(全体で68人)についても63人に対し、領事事務研修を実施し、これまでに51人から領事事務従事結果が報告されている(平成16年1月5日現在)。この報告では、各種手続きのため来館する邦人及び当該任国人と窓口にて直接対応する機会を持つことができたため、大使館に対する人々の目線の理解、国民の奉仕者としての意識の育成といった目的が果たせた旨の感想等が寄せられた。他方、公館長等幹部と在留邦人との積極的な交流の促進については、日本人会、日本人学校等の行事への参加の他、一日総領事館や管内への領事出張サービスの機会を捉え行っているが、対国民サービスの重要性を実感するとともに、在留邦人等と接する機会を日常的に持つことで、国民の奉仕者としての意識を徹底するという観点から大きな成果があると認識している。

(3) 優先性

一連の不祥事により失われた国民の信頼を回復するために優先的に実施すべき施策であった。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

外務省各職員が、国民全体の奉仕者であるとの意識及び外交に携わる者としての使命感を徹底するためには、継続的な取組が必要であり、上記諸手段を通じて今後も引き続き実施していく。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況(平成15年12月25日):
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)
- ・「平成14年度外務省政策評価書」(平成15年5月 外務省)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

国家公務員として国民全体の奉仕者であるとの意識を常に持ち、かつ、外交に携わる者としての使命感を育成するための各手段を通じた本件施策の成果については、外務省職員の意識に係る問題であり、定量的に効果を把握することが困難である。

9 3 徹底した競争原理導入による人事制度の再構築

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1 .【評価を行う目的】</p> <p>職員の志気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すための、人事制度における競争原理の導入など人事制度の再構築のための諸手段を示す。</p> <p>2 .【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>流動化及び複雑化する国際社会において、わが国が国益を担う強力な外交を実施していくためには、外交を担う外務省職員は、従来にも増して有能な人材が求められている。このような観点から、競争原理の徹底による適材適所の人事、公平性・客観性及び予測可能性のある人事の構築のために、(a)競争原理を導入し、10級への昇格につき、課長相当ポストへの昇任を条件とする等、I種職員の自動的な昇進を廃止すると同時に、専門職及びIII種職員のキャリアパスを新設し、地域、安全保障、経済、領事、会計等の分野での専門家を養成し、(b)大使人事について、能力・資格に基づき厳格な審査を行う。また、(c)国際機関への出向や外部との人事交流を拡大し、(d)公募制や管理者評価（部下による上司の評価）制度の活用により、公平性、客観性、透明性及び予測可能性のある人事制度を運用する。</p> <p>3 .【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>外務省が組織として最大限の能力を発揮するためには、省員一人一人の能力が最大限に発揮され、評価される人事体制を構築する必要がある。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)専門職及びIII種職員のキャリアパスの新設については、平成15年8月1日付で第一期専門官15名（専門職職員7名、III種職員8名）を認定。分野別では、中東、南東アジア、アフリカの地域専門官各1名、さらに、安全保障、地球規模問題、経済、経理、領事の各分野において専門官を計12名認定。この専門官制度は、特定の専門分野（地域及び事項別に計14分野）について十分な識見を有し、又は、将来有することが見込まれる勤務成績が優秀な若手及び中堅の専門職及びIII種職員を対象としているが、様々な分野で高度の専門的能力を持った職員を更に育成することで、外交実施体制の強化が図られると考える。</p> <p>(b)大使人事については、外務人事審議会において大使人事選考業務が行えるよう、この審議会の所掌事務を拡大及び委員の2名増員のための所要の政令改正を平成15年4月までに行った上で外部からの大使任用候補者の適正審査業務を開始している。また、外務人事審議会がこの新たな業務を適切に行っていくために、大使が果たすべき役割について明文化した。</p>	

(c)外部との人事交流については、平成15年度より地方公共団体に3名が出向している他、国際機関への派遣についても積極的に実施している。

(d)省内公募制については、対象を前年度比で50ポスト増加させ、本年度は計100ポストにつき実施し、より多くの職員が公募に応じられるよう、応募資格等級の引下げ、本省職員の現所属勤務期間に関する条件緩和（最低2年から1年半に短縮）等、応募要件を緩和した。省内公募制の実施は、公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立に資するものとする。また、管理者評価制度についても、昨年度の実施実績を踏まえ、本年度中に実施し、各管理職職員への適切なフィードバックを行う。

(3) 施策は優先的に実施されるべきものであったか。

省員の意識と志気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すことは、外務省改革の主眼の一つであり、よって、本施策は高い優先度を与えられて実施された。いずれの施策も、今後とも引き続き着実に実施される必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

人事制度の再構築に係る各手段の成果は、直ちにその成果が把握できるものではなく、継続的に取り組む必要のある中長期的な課題である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの観点から、必要に応じ、予算要求及び定員要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）：
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)
- ・「平成14年度外務省政策評価書」(平成15年5月 外務省)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

公平性、客観性、透明性及び予測可能性のある人事制度を上述の各手段により構築した結果として、外務省が組織として最大限の能力を発揮することができるようになったかについては、短期的には結論を出すことは困難である。

9 4 秘密保全の徹底

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房総務課 警備対策室長 中軽米 重男																					
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日																					
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>外交の基本である内外の信頼を回復・強化するために、外務省職員に対する保秘意識の徹底を通じた秘密漏洩の防止及び秘密保全体制の強化のための取組みを示す。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>諸外国や国際機関等を相手に外交を行うに当たり、まず、わが国の安全、その他の利益を損なわないために、秘密が漏洩しないよう外務省職員に秘密保持を徹底する必要がある。また、諸外国や国際機関等との情報交換を行うにあたって、お互いが秘密情報を適切に管理するとの信頼関係が存在することは当然の前提で、その意味で、外交を担う職員の秘密保持の徹底を図る必要がある。この観点から、外務省が扱う文書・情報に関して、平成15年8月に改定された秘密保全規則及び同運用規則に基づき職員の秘密保全に関する意識を徹底していく。</p> <p>3. 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>秘密の漏洩によりわが国の安全、利益に損害を与えないようにすること、相手国との信頼関係を損なわないこと等との観点から、秘密保全は外交を実施するにあたり重要であり、秘密の適切な管理及び省員の秘密保全に関する意識を徹底する必要がある。</p> <p>なお、外務省の職員には、国家公務員法及び外務公務員法により、守秘義務が課せられている。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a) 秘密保全体制の強化</p> <p>次のブリーフ、研修等の機会において、説明項目又は講義項目に「秘密保全」に関する項目を新たに設け（または拡充し）、秘密保持の重要性や具体的な方策につき関係職員に対する周知徹底に努めた。</p> <p>館長・次席等に対する赴任前ブリーフ：60件（平成14年10月～平成15年8月） 在外公館査察使に対するブリーフ：24件（平成14年4月～平成15年8月） 各種研修（平成15年1月以降に実施したもの）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成 15 年</td> <td style="width: 10%;">1 月</td> <td>平成 14 年度警備対策官研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 月</td> <td>平成 14 年度第 2 部研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 月</td> <td>平成 15 年度外交実務研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 月</td> <td>在外公館官房要員事務研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 月</td> <td>平成 15 年度第 2・3 部研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 月</td> <td>平成 15 年度第 4 部研修</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 月</td> <td>平成 15 年度警備専門員研修</td> </tr> </table>		平成 15 年	1 月	平成 14 年度警備対策官研修		2 月	平成 14 年度第 2 部研修		4 月	平成 15 年度外交実務研修		4 月	在外公館官房要員事務研修		5 月	平成 15 年度第 2・3 部研修		5 月	平成 15 年度第 4 部研修		8 月	平成 15 年度警備専門員研修
平成 15 年	1 月	平成 14 年度警備対策官研修																				
	2 月	平成 14 年度第 2 部研修																				
	4 月	平成 15 年度外交実務研修																				
	4 月	在外公館官房要員事務研修																				
	5 月	平成 15 年度第 2・3 部研修																				
	5 月	平成 15 年度第 4 部研修																				
	8 月	平成 15 年度警備専門員研修																				

9月 平成15年度第5部研修
平成16年1月 平成15年度警備対策官研修

(b) 平成15年8月に、秘密保全に関する規則及び同運用細則を改訂し、平成15年9月1日から省内及び在外公館における新たな秘密保全体制を導入した。

右規則等の改訂に伴い、省員からは照会等がよせられており保秘意識の向上がみられる。

(3) 優先性

秘密保全については、外交を実施するにあたり省員一人一人がその重要性を認識し、国益にかなう秘密保持の徹底を図るべきものである。よって、本件施策は全ての外交活動を行うにあたっての基本的な前提となるべき要件であり優先的に実施されるべきものである。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

職員の秘密保全の意識に関する改革については、一朝一夕にその効果が現れるものではなく、また、一定の効果が見られた後も、継続して意識の高揚に努める必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの観点から、必要な措置で予算を伴うものがある場合には、適宜予算要求に反映していく予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況(平成15年12月25日):
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.ntml)
- ・「平成14年度外務省政策評価書」(平成15年5月 外務省)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

外務省職員の秘密保全に係る意識の問題であり、定量的に効果を把握することが困難である。

9 5 ODAの効率化・透明化

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 経済協力局政策課長 渡邊 正人
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>ODA事業は国民の税金を原資としており、その事業の実施においては効率性及び透明性が求められる。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>ODAは外交戦略の重要な手段として、様々なODA事業を積極的に展開してきたが、近年の厳しい国内財政状況にかんがみ、国民の税金を原資とするODA事業の効率的実施と透明性の向上が求められている。そのために、(a)無償資金協力実施適正会議等の実施による、無償資金協力の適正な実施と透明性の向上、(b)ODA評価制度の強化、(c)円借款供与の検討・決定にあたっての被援助国の経済・財政状況の検討の一層厳格な実施、(d)政府開発援助関係省庁連絡協議会等を通じた、関係府省間の連携強化等により、ODA事業の更なる効率化と透明化を図る。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>厳しい財政・経済状況の下、国民の支持を得ながらODAを実施していくためには、ODAの効果的・効率的な実施、透明性の向上が不可欠である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)無償資金協力実施適正会議は、平成14年12月10日の立ち上げ以来8回開催されている(平成16年1月現在)。金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGOのメンバーが参加し議論を行うことにより、適正な実施と透明性が一層確保されている。</p> <p>(b)平成15年度より、個々の開発援助のうち、無償資金協力であって、当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれる案件及び有償資金協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる案件の実施を目的とする政策について、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき事前評価書を作成・公表している。これにより、国民に対する説明責任を果たすとともに、透明性を高めている。また、評価における第三者の視点の強化、被援助国による評価、NGOや国際機関との合同評価を実施するための体制を強化することにより、透明性・客観性が向上している。</p> <p>(c)平成15年度は、インドネシア、インド、フィリピン及びベトナムとの間で要請前協議を実施し、被援助国における開発計画の全体像、マクロ経済上の主要課題、主要セクターにおける開発課題やニーズ等を踏まえて、わが国として積極的に支援することが適当と思われる分野を明確化し、供与の検討に資した。一部案件については、政策評価法に基づき事前評価という形で検討結果を公表している。</p>	

(d)ODAに関する全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うべく外務省は対外経済協力関係閣僚会議、政府開発援助関係省庁連絡協議会及び同幹事会、資金協力連絡会議、技術援助連絡会議、ODA評価連絡会議を主催している。(平成15年度には、対外経済協力関係閣僚会議計1回、政府開発援助関係省庁連絡会計2回、資金協力連絡会議計6回、技術協力連絡会議計1回、ODA評価連絡会議計1回開催。(平成16年1月7日現在))関係府省間連携強化を通じ、政府全体のODAの効率的実施が可能となった。

(3) 施策は優先的に実施されるべきものであったか。

ODAの効率化・透明化は、「開かれた外務省のための10の改革」、「第2次ODA改革懇談会」、「ODA改革・15の具体策」、外務省改革「行動計画」等においてODA改革の柱の一つとして取り上げられ、平成15年8月に閣議決定されたODA大綱でも言及されているため、関連施策を優先的に実施する必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

「ODAの効率化、透明化」の重要性は新ODA大綱にも盛り込まれており、現在実施している上記の諸事業を引き続き実施していく。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

ODAの効率化・透明化は、ODAに対する国民の理解を得る上で重要な施策であり、平成15年8月に改定された新ODA大綱に盛り込まれた改革を着実に実施するためにも、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況(平成15年12月25日):
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)
- ・外務省ODAホームページ:(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>)
- ・「平成14年度外務省政策評価書」(平成15年5月 外務省)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

ODAの効率化・透明化については、その性質上、成果を定量的に把握することが困難である。また、改定されたODA大綱を踏まえ、今後ともODA改革を着実に実施し、ODAに対する国民の理解と支持を得ていくことが重要である。

9 6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房会計課長 上月 豊久 大臣官房監察査察室長 三澤 康
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1. 【評価を行う目的】 外務省改革の一環として、外務省予算の効率的使用・透明性の確保のための諸施策が実施されてきたが、これらの施策を評価することにより、一層効果的な外交施策の実施と公金の適正使用の確保を図る。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】 公金の効率的使用とその用途についての透明性の確保は、国民全体の奉仕者である外務省職員が常に留意すべき課題である。このような考え方から、外務省として近年相次いで公金の不正使用が発覚したのを契機に、予算の適正な使用や効率性・透明性を確保すべく努めてきており、平成 15 年度についても以下のような諸施策を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 外務省予算を一層効率的に使用するために、重要外交課題の推進のために予算を重点的配分する。 (2) 公平性・競争性・透明性の高い調達に努める。 (3) 本省内部組織に対する監察及び在外公館に対する査察を着実に実施することにより、省内における会計手続規則の整備・順守状況を点検するとともに、予算が効率的かつ適切に執行されているかをチェックする。 (4) 公金に対する職員の意識を高めるために、会計に関する研修等を充実させる。 <p>3. 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性 わが国の国益に則りつつ効果的な外交政策を実施していくために、国民全体の奉仕者である外務省員として公金の効率的使用とその用途についての透明性を確保することは必要である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(イ) 重要外交課題の推進のための予算の重点的配分については、平成 15 年度予算においては、「安定したわが国周辺環境の構築」、「国際社会全体の平和と繁栄の実現」、及び「日米関係をはじめとする二国間、更に国連等のマルチの外交的枠組みの強化」を 3 つの柱として予算の効率的配分を行った。更に、平成 15 年度の予算の執行にあたって、事前に執行計画のヒアリングを行い、政策的重要度による優先順位を踏まえた効率的な予算執行に努めている。</p> <p>(ロ) 公平性・競争性・透明性の高い調達を実現すべく、平成 15 年 7 月に省内全ての部署の調達について会計課における調達の一元化を実現した。また、業者選定に関し公平性・競争性を重視した結果、本年度においては、平成 14 年度に比して競争入札による件数が多くなった。</p>	

(ハ) 本省・在外公館の運営状況、経理状況等について、これまでに13の本省の内部組織に対する監察、114の在外公館に対する特別集中査察(いずれも平成16年1月現在)を外部専門家の参加を得て行い、すべての監察・査察について報告書を作成した。この中で、監察・査察の対象となった組織固有の問題についての提言を行うとともに、例えば、出納官吏研修の充実、住居手当における管理費の明確化、公私の基準に関する指針の作成等、本省あるいは在外公館において共通する事項に関する提言を行った。

(ニ) 平成15年度において、次の内容の会計に関する研修を実施した。公金に対する職員の意識を高め適正経理を図ることに重点を置いた研修を行っている。

- ・新入省職員に対する研修(4月及び5月 会計部分約12時間)
- ・入省4年目の職員に対する在外公館官房要員事務研修(5月～6月 会計部分約42時間)
- ・首席事務官となる前の職員に対する研修(8月 会計部分 約4時間)
- ・在外公館に赴任予定の職員に対する研修(4月～4回 約5時間)
- ・在外公館に会計担当者又は副担当者として赴任予定の職員に対する会計研修(4月～8回 約200時間)
- ・在外公館の初任会計担当者に対する会計実務研修(5月 約30時間)

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

外務省予算の効率的使用・透明性の確保のための諸施策を実施するよう、今後、一層効果的な外交施策の実施と公金の適正使用の確保を図る必要がある。

また、今後とも、引き続き会計に係る研修等を実施することにより、公金に対する外務省職員の意識をさらに高める必要がある。

会計手続規則が適当であるか、遵守されているかについては、不断のチェックと改善が不可欠であるところ、現行の監察査察組織の下で、監察及び査察の着実な実施に努める必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況(平成15年12月25日):
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.ntml)
- ・「平成14年度外務省政策評価」(平成15年5月 外務省)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

効果的な外交政策の実施のための外務省予算の効率的使用及び透明性の確保については、定量

的に効果を把握することは困難である。また、効果的な外交政策の実施という成果の把握については、長期的な視点が必要であると考えられる。

97 NGOとの連携強化

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫 大臣官房国内広報課長 大森 茂 経済協力局政策課長 渡邊 正人
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>NGOは外交の舞台で重要な役割を果たしてきており、外務省は、多角的な外交を推進する体制を構築していくために新たに進めているNGOとの連携について示す。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>外交の舞台で重要性を増すNGOと外務省が連携し、多角的な外交を推進する体制を構築することが必要である。このような観点から外務省職員の意識改革を徹底し、多様な経験を積むための措置として、(a)平成14年度より開始したNGOへの省員の派遣制度（NGOインターンシップ・プログラム）を更に拡充した。また、NGOとの連携・対話フォーラムを充実させるため、(b)NGO連絡センターを活用し、(c)NGOとの定期協議会の機能を強化した。また、(d)「ODA改革・15の具体策について」に掲げられているNGO支援基盤整備のための施策を着実に実施し、わが国のNGO関係者の育成を行った。</p> <p>3. 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>わが国が、多様な国際社会において力強い外交を推進していくためにも、外交分野において、ますますその重要度と存在感を高めているNGOと連携していくことが必要である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)NGOインターンシップ・プログラムは、研修効果が更に上がるように研修期間を前年度（原則1週間）より延長し、2週間から1ヶ月程度派遣した。また、在外NGO研修も本年度より開始した。</p> <p>(b)NGO連絡センターについては、そのセンター長たるNGO担当大使が積極的にNGOに対する窓口機能及び情報発信機能を果たしている。具体的には、平成15年度は、第3回アフリカ開発会議（TICAD）等の国際会議においてNGOとの意見交換会、シンポジウムを主催し、また参加した他、1月末までに45回の国内における地方後援会、タウンミーティング、NGO・国際交流会議及び大学、大学院等学術・研究機関における講演、意見交換会に出席している。これらの活動を通じて、各種NGOとの連携は着実に進んでいる。現在の五月女NGO大使は、その著作及び各種寄稿によりその活動が広く知られていることから、NGOのみならず、各種交流会議、大学の特別授業に至るまで講演依頼があり、我が方のODA政策のみならずNGOとの連携の重要性につき有効にその</p>	

情報発信機能を果たしている。

(c) NGO・外務省定期協議会のODA政策協議会及び連携推進委員会を実施した他、全体会議の実施を検討中。また、特定テーマに関して勉強会形式の非公式協議も開始された。海外においては、ODA大使館が開始され、現在までに12カ所の在外公館において実施された。

(d) 日本NGO支援無償については、NGO側の要請等も踏まえ、一部制度運用を改善した。また、草の根技術協力についてもJICAの独立行政法人化に伴い、実施方針を一部変更した。

(3) 効率性

NGOインターンシップ・プログラムの実施にあたっては、当省の研修目的に合致した適切なNGOの選出、プログラム内容の調整等を外部機関（国際協力NGOセンター）に委託し、効率的に進めることが出来た。

日本NGO支援無償については、事業の一部を外部機関に委託することで事務の効率化を図った。

(4) 優先性

NGOとの連携強化は、「開かれた外務省のための10の改革」、「第2次ODA改革懇談会」、外務省改革に関する「変える会」等でも指摘されており、関連施策を優先的に行う必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

外交におけるNGOの役割は今後もますます重要度を増してくるものと考えられ、NGOとの連携を更に進めていくため、現在実施している上記の諸事業を引き続き実施していく。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）：

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html）

・平成14年度国際協力NGOインターンシップ・プログラム（概要と評価）（平成15年4月）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/kyouka/pdfs/h14_h.pdf）

・「NGO担当大使」に関する新聞・雑誌の記事

（平成15年12月4日付「新潟日報」、平成15年6月26日付「毎日新聞」及び「読売新聞」、平成15年6月25日付「徳島新聞」、平成15年5月19日付「信濃毎日新聞」等）

・「平成14年度外務省政策評価書」（平成15年5月 外務省）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf）

7. 【備考・特記事項】

NGOとの連携については、日本のNGOは欧米のNGOと比べ、基盤、能力が依然として脆弱であるこ

ともあり、キャパシティ・ビルディングという長期的視点が必要であり、また、省員の意識の具体的変化及び成果の把握を行う上でも同様に中・長期的な視点が必要であるため、短期的、定量的にその成果について判断することは困難である。

9 8 広報広聴体制の再構築

<p>評価責任者</p>	<p>大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房海外広報課長 嶋崎 郁 大臣官房国内広報課長 大森 茂 大臣官房国内広報課広聴室長 飯澤 良隆 大臣官房報道課長 高橋 妙子 大臣官房国際報道官 奥山 爾朗 総合外交政策局企画課長 柳 秀直</p>
<p>評価実施年月日</p>	<p>平成 16 年 2 月 24 日</p>
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>外交を実施するにあたっては、わが国の外交政策を内外に力強く発信するための広報体制及び国民の声を広く聴くための広聴体制を整備していく必要がある。広報広聴体制の強化のための外務省の取組を示し、国民に対する説明責任の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>わが国の外交政策に対する、わが国及び諸外国国民のより深い理解の確保は、円滑な外交政策の展開につながるものである。対外発信能力を高めるために、(a)外務報道官の機能強化や広報戦略の策定を行い、(b)インターネット広報を充実させた。また、(c)わが国の外交政策の対外発信のツールとしての大臣スピーチや大臣の寄稿、(d)記者会見等情報発信の機会を活用した。さらに、(e)外交青書の内容をより分かり易いものとした。また、(f)ホームページや外務省タウンミーティングの活用等を通じ、外交問題に関する国民の意見を求め、外交政策の実施に活用した。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>わが国の外交を推進するにあたっては、わが国及び諸外国国民のより深い理解の確保が必要である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)外務報道官の機能強化及び広報戦略の策定</p> <p>外務報道官は専ら外務省という組織の公式見解を表明するスポークスパーソンとしての性格が強かったが、それに加え、外務大臣との緊密な連携により外務大臣の広報アドバイザー兼スポークスパーソンとしての性格付けができた。また、外務大臣の他国の外相等との会談や外務大臣主催行事に外務報道官が同席・参加する機会が増えた。</p> <p>外務報道官組織と政策所管局部との連携強化の観点から、省内各局部に報道・広報戦略担当を指名し、毎週一回、外務報道官組織と各局部の報道・広報戦略担当が一堂に会し、外務省としての報道対策について討議している。この連携強化に伴い、各局部の外務報道官に対する支援体制が質・量ともに強化されており、また、外務大臣をはじめとする外務省幹部の出席する重</p>	

要政策協議への外務報道官の関与が以前より確保されるようになった。

(b) インターネット広報の充実

重要な政府発表の外務省HP(英語版)への掲載を迅速化し、また、主要な国際問題については、わが国の政策資料等の掲載を充実させた結果、英語版HPへのアクセス件数も順調に伸びて、平成14年度と比べて平成15年度は月間平均アクセス件数が約16%増となった。

在外公館HPは、7公館の新規開設を行い、現在123公館において情報発信を行っており、その結果、123の国・地域において対日理解の増進に寄与した。

外務省HP(日本語版)は、外交政策に関する情報を正確・迅速にマスメディアを通じずに直接国民に発信する手段であり、インターネット利用人口の拡大(平成14年末で6492万人、国民の2人に1人が利用)に伴い、同ホームページに対する国民のニーズは極めて高い。これに応えるため、時宜に適った特集ページ(イラク問題)やメールマガジン(第3回アフリカ開発会議)を創設すること等により、ページの充実化を行った結果、アクセス数は増大した(平成14年度:月平均アクセス約680万件 平成15年度(11月まで):同740万件、ページビュー数)。

(c) わが国の外交政策の対外発信のツールとしての大臣スピーチや大臣の寄稿の活用

わが国外交の基本方針や外交政策について対外的に発信する機会を意識的に作り出し、わが国及び諸外国国民の理解を得るとの観点から、大臣スピーチや雑誌・新聞への寄稿等を積極的に行ってきた。(具体例:月刊誌「論座」3月号への論文投稿、日本記者クラブにおける政策演説(8月)、日本外国特派員協会における英文スピーチ(8月)、月刊誌「現代」10月号への論文投稿等)。こうした取組に対し、新聞報道を中心に世論の反響が見られた(特に月刊誌)。

(d) 記者会見等情報発信の機会の活用

外務省全体として、国民の関心が高い問題については、時宜をとらえて積極的に情報発信、説明していくとの意識が着実に育ちつつあると言える。具体例として、イラク情勢に関して、外務省の緊急対策本部の会議が開催される毎に記者会見を開催し、会議の様態とともに外務省の見解・政策等について情報提供をした。また、外務報道官室をオープンにする形でプレスとの懇談の機会を設けており、忌憚のない意見交換により、報道機関の関心を踏まえた記者への情報発信を行った。

外国記者会見については、政策部門と広報部門との連携強化により機能強化がはかられた外務報道官が従来よりも頻繁に会見を行うことになったため、情報発信が強化された。

- ・ 政府広報の一手段である外交青書については、平成15年度版について、従来と比べて簡潔な構成とし、国民にとってなじみの薄い分野やより良い理解を求める必要がある分野に関して、囲み記事を拡充し、個別具体的な取組を交えつつ解説を行うなどの工夫をすることにより、内容をより分かり易いものとした。
- ・ 平成15年12月までに8回の外務省タウンミーティングを開催し、川口外務大臣自身が出席し、国民の関心の高いテーマについて大臣自ら情報発信を行った。

(3) 効率性

外部委託している外務省ホームページのコンテンツ掲載作業について、作業内容、作業条件等

の見直しを大幅に行った。その結果、経費削減が実現できる見込みである（14年度と同程度の掲載量となった場合、15年度は4割程度削減できる見込み）。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

(a) インターネット広報を充実させたことにより、順調にアクセス件数も増加し、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解が増進された。

(b) 平成14年4月以来、東京、大阪を始め全国5か所にて川口外務大臣が出席する外務省タウンミーティングを開催し、国民の意見を直接取り入れる試みを行った。また、広聴室を平成15年1月に設置し、同年4月には外務省組織規則に根拠規定のある室として正式に発足させた。15年1月より12月末までに対応した件数は、電子メール約6万件、ファックス・書簡約1万6000件、電話約4400件に上る。これらの取組を通じて、得られた意見を政策担当部局等の伝達し、国民の声を真摯に受け止める体制が整備され、運用された。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

(a) 施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針である。

(b) 特にニーズの高い分野については、可能な限り分かり易い形(映像等を含む)で情報提供を行い、国民が必要な情報に素早くアクセスできるように、全体構成、レイアウト等を工夫したページ作りを行う必要があり、また、近年のブロードバンド環境の整備に伴い、動画による情報発信を行うことも効果的であり、これに必要な予算要求を行っていく。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）:

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)

・外務省HP(英語版、日本語版)月間アクセス報告書

・月刊誌「論座」3月号への寄稿に関する新聞報道：平成15年2月4日付「朝日新聞」、同日付「日経新聞」、同日付「毎日新聞」、平成15年2月5日付「読売新聞」、同日付「東京新聞」及び同日付「産経新聞」、平成15年2月9日「産経新聞」

・「平成14年度外務省政策評価書」(平成15年5月 外務省)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

特になし

9 9 効率的な外交を更に推進するための在外公館を中心とした業務の見直し

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房人事課長 梅田 邦夫 大臣官房領事移住部政策課長 三好 真理
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>わが国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国で活躍するわが国国民の生命・身体・権益等を確保する体制の整備に関し、在外公館の整備、人員配置、領事業務の拡充・強化策等について示す。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>在外公館は、わが国がきめ細かな外交を推進する上でその役割がますます高まっており、(a) 在外公館の整備を図るとともに、(b) 在外公館における他省庁出身者の人事配置状況を見直し、適正配置を目指すことにより、各在外公館が十分にその任務を果たせる環境を整備する。さらに、世界各国で活躍するわが国国民の生命・身体・権益等を確保することも外務省の重要な役割であり、年々増加している海外渡航者や在留邦人の様々な要望にきめ細かく対応するために、(c) 窓口サービスを中心とした領事業務を拡充・強化し、(d) 領事業務実施体制の強化のため人員配置を見直すとともに、財源確保を図り、(e) 領事業務へのIT活用の推進することを通じて、在外公館による更なる効果的な行政サービスの提供を図る。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>国際環境が激しく変動し、グローバル化が進展する昨今の状況においては、在外公館の役割はますます重要となっており、こうした機能強化はわが国の国益にもつながる。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a) 平成16年1月に在東チモール大使館及び在チェンマイ総領事館の新設等が実現し、二国間関係の推進及び邦人保護をより効果的に行うことが可能となった。さらに、平成16年度政府予算案に、在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館の新設等が盛り込まれた。</p> <p>(b) 他省庁出身者の人事配置状況の見直しについては、平成15年4月から9月にかけて全在外公館及び他省庁出身者本人に対してアンケート調査を実施し、同10月に同調査結果を関係各省庁に対して提示するとともに配置見直し等につき検討を要請した。現在関係各省庁の回答をとりまとめ中である。</p> <p>(c) 窓口サービスを中心とした領事業務については、24時間電話対応サービスを平成15年度は21公館に拡大し(対前年比10公館増) また、「領事シニアボランティア」制度が導入され、平成15年12月に10人がニューヨーク、ロンドン等に派遣されるなど、海外渡航に係る様々な相談に</p>	

対応できる体制が整備されている。さらに、在外選挙では、在留邦人の利便性を向上するための在外投票方法の改善策として、在外公館投票と郵便投票の併用等が盛り込まれた公職選挙法の一部を改正する法案が6月4日に成立し、同法の施行は一部の事項を除き平成16年4月1日から実施される。同一部改正法に伴い、公職選挙法施行令等も一部改正され、本人による申請の他に同居家族等による登録申請手続の導入等については平成16年1月1日からすでに実施されている。

(d)領事業務実施体制の強化のための人員配置の見直しについては、危機管理・邦人安全対策を推進するための領事・警備業務の増大との観点から、定員要求を行うとともに、人員の適正配置を行っている。

(e)インターネットを通じた在留届の届出システムは、平成15年4月より(一部公館は3月31日より)全公館を対象として運用開始し、また、在留邦人向けの安全対策情報等のメール配信サービスについては、現在36公館で実施中であるが、今後実施対象公館を拡大していく予定であり、このようなIT化を通じて、領事業務に対する国民の利便性の向上が図られている。

(3) 優先性

在外公館が十全の体制を維持することは、きめ細かくかつ効果的な外交政策の展開に不可欠であることから、本施策は高い優先度を与えられて実施された。いずれの施策も、今後とも引き続き着実に実施される必要がある。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

在外公館の重要性はますます大きくなってくると考えられ、また、領事サービスへの需要は高まってくると考えられるため、今後も施策を継続していくことが適当である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

質量ともに増大する領事業務への対応や領事サービス向上のため、引き続き在外領事担当の定員要求を行っていく。また、国民への領事サービス向上の観点から、今後とも24時間電話対応サービスの実施公館の拡充に務めていく。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況(平成15年12月25日):

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.ntml)

・「平成14年度外務省政策評価」(平成15年5月 外務省)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

わが国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国で活躍するわが国国民の生命・身体・権

益等を確保する体制を整備することについては、長期的視点が必要であり、短期的にその成果について判断することは困難である。

100 政策立案過程などの透明化

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 大臣官房総務課情報公開室長 鈴木 亮太郎 外交史料館長 徳田 憲彰
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>外交活動を推進する上で国民の理解と支持を得、国民に対する説明責任を果たすために外務省が実施してきた諸手段を示す。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>外交の推進に当たっては、外交政策に対する国民の理解と支持が不可欠であり、これを目指した開かれた外務省となるために、開示手続の迅速化等、情報公開への積極的対応のための体制を強化し、外部有識者からなる「外交記録公開に関する有識者諮問会議」を開催し、外交記録文書公開の透明化・迅速化を推進すべく、また、「日本外交文書」の編纂刊行を加速すべく必要な措置を講じた。また、外交交渉の経緯などを歴史的視点から文書化し、組織的な記憶とするための「外交史談録」の作成事業、及び公開された外交文書を広く国民が活用できるよう積極的に広報していくための「外交史料館レファレンス情報」の作成及び外務省ホームページへの掲載を開始した。</p> <p>3. 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>外交の推進においては国民の理解と支持に基づき実施していくことが必要であり、その観点から、国民に対しては積極的に外交政策の立案過程を透明化し、説明責任を果たしていくことが必要である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>開示請求処理の迅速化のため、省内の各種手続を改正し、処理手続の合理化と開示決定期限の管理の徹底を図った。また、多くの未処理案件を抱える課室に対しては、情報公開室による支援をより機動的に行うこととし、既に複数の課室の案件について処理事務を一部代行している。こうした措置の結果、8月25日時点で87件あった未処理の期限超過案件のうち75件が12月末までに処理されるなど、情報公開に対する当省の体制は確実に強化された。</p> <p>平成15年7月15日に第1回「外交記録公開に関する有識者諮問会議」を開催し、外交記録公開の透明化及び迅速化の観点から有意義な意見を得た。こうした結果も踏まえて、第18回外交記録公開を実施した。第2回有識者会議は平成16年2月4日に開催し、主要な未公開案件の公開の迅速化の観点から有意義な意見を得た。</p> <p>外交記録公開については、これまで平均して2年に1度行ってきたが、平成14年の第17回公</p>	

開に続き第18回公開を平成15年12月24日に実施した。第18回公開では、ファイル121冊、約6万頁を公開した。また、同公開では、実際に公開文書を閲覧する側の利便性に配慮して、従来のマイクロフィルムによる公開から初めてCD-Rによる公開に変更した。

「日本外交文書」の編纂刊行を促進するために、平成15年度より編纂委員会の中に戦後部門を新設し、戦後期の編纂作業を加速中。来年度前半にはサンフランシスコ平和条約関係の第一冊目を刊行予定。戦前期も、日中戦争、三国同盟などの特集方式を活用することにより編纂を加速中。平成15年度末には先ず三国同盟関係の調書集を刊行予定。

の「外交史談録」については、平成15年10月に試験的实施案件を決定、11月には対象者から聞き取りを行った。現在文書化作業を行っており、本年度内に完了予定。平成16年度は、右平成15年度の試験的实施を踏まえ、「外交史談録」作成事業を本格的に推進する。また、平成16年度より「外交史談録」作成を担当する定員1名の増員が認められ、16年度予算案には、「外交史談録」作成のための経費が新たに計上された。

の外交史料館で公開している外交文書に関する省内外からの主な質問とこれに対する回答をQ&Aの形でまとめた「外交史料館レファレンス情報」（第1号）を平成15年9月1日から「外交史料館ホームページ」に掲載した。同年10月20日には第2号を、また平成16年1月30日には第3号を追加掲載した。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

開かれた外務省となるためのこれらの諸手段は強化されつつある段階であり、引き続き実施していく必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの観点から、予算要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）：
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)
- ・「平成14年度外務省政策評価」（平成15年5月 外務省）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

外交の推進のための国民の理解と支持を得るために、国民に対しての説明責任を果たすために外務省が実施してきた諸手段の成果については、長期的視点が必要であり、短期的、定量的に判断することは困難である。

1 0 1 危機管理体制の整備

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純夫 大臣官房警備対策室長 中軽米 重男 総合外交政策局国際テロ対策協力室長 清水 信介
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>外務省の重要な任務の一つである海外へ渡航・滞在する日本人の生命・身体の安全の確保とわが国の権益の保護のために外務省が行う諸事業につきその概要を説明することで、国民に対する説明責任の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>国際社会における多数の危機管理事案の発生により、海外へ渡航・滞在する日本人の生命・身体の安全の確保とわが国の権益の保護のための体制整備はますますその必要性が高まっており、(a)本省及び在外公館における危機管理体制を整備・拡充し、また、(b)国際テロ情報収集分析委員会の活用を図っている。また、外交の最前線である(c)在外公館の警備体制の強化を図っている。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>現在の変動する国際社会においては、多数の危機管理事案が世界各地で発生し、海外へ渡航・滞在する日本人の生命・身体の安全の確保とわが国の権益の保護のためには、さらに危機管理体制を強化していく必要がある。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)危機管理体制の整備・拡充については、平成15年 1月に大臣官房総務課内に危機管理調整室を設けた。本省においては、緊急対策本部における情報共有に資するため危機管理用ビデオシステムを導入し、また、情報収集・分析・提供に係るIT化を図るために平成16年度予算政府原案において、危機管理システム導入調査費1261万3000円の要求を行っている。在外公館においては、各公館におけるオペレーション・ルームの整備状況を調査し、その結果を受けて平成16年度予算政府原案において30在外公館のオペレーション・ルームを整備するための経費1565万2000円の要求を行っている。</p> <p>(b)国際テロ情報収集分析委員会では、平成15年 3月のイラクに対する武力行使の開始や 8月のインドネシア・ジャカルタにおける爆弾テロ事件の発生や10月のウサマ・ビン・ラーディンのものと思われる声名の発出を受け、国際的なテロ情報の分析を行うなど、依然としてテロの脅威が存在する中で、時宜に応じたテロ情報分析を効果的に実施することができた。また、この分析を踏まえ、随時渡航情報を発出し、各種セミナー・関係者との会合の機会等を通じて注意を喚起するなど、適時適切な邦人安全対策を行った。</p>	

(c)在外公館の警備体制の強化については、平成15年度において、在外公館警備対策官の11名の定員増が認められた他防弾車の増配備等、人的・物的両面から幅広い対策が講じられてきている。さらに、平成16年度予算政府原案において、在外公館警備対策官の19名増及び警備対策予算の40億円増を要求中。

(3) 優先性

在外公館の警備体制の強化は、頻発する国際テロ事案等に的確に対処するため、優先的に実施されるべき施策である。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

現在の変動する国際社会においては、危機管理体制の整備はますます重要となってくると考えられ、引き続き、上記諸手段通じて施策を実施していく必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

平成15年11月のイラクにおける奥大使・井ノ上書記官殺害事件をはじめとして在外公館を取り巻く治安情勢が顕著に悪化しているとみられるところ、在外公館における警備対策の強化のため、警備対策官の増員要求、ソフト、ハード両面を含む整備関連予算要求をおこなっていく。

また、平成16年8月に本省大臣官房に設置予定の危機管理担当参事官の下での危機管理関連定員要求の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）:

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)

・「平成14年度外務省政策評価」(平成15年5月 外務省)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

危機管理体制の整備については、想定される脅威が多種多様で、かつ刻々と変化する性質であるため、その効果を定量的に把握することは困難である。また、成果については長期的な視点に立って判断する必要がある。

102 政策構想力の強化

評価責任者	大臣官房総務課長 草賀 純男 総政局総務課長 富田 浩司 国際情報局国際情報課長 倉井 高志
評価実施年月日	平成 16 年 2 月 24 日
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>国民のニーズと国益に則った力強い外交を推進していくためには、その柱となる外交戦略目標を設定する能力を備える必要があり、そのために実施する諸手段について示す。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>外務省が力強く、かつ創造的な外交を展開していくためには、省内関係部局の有機的連携が必要であり、(a)重点外交政策の設定、首脳外交体制の強化（総政局総務課と関係課室によるブレーン・ストーミングの実施等）等省全体としての政策構想力の強化を図った。また、(b)外部シンクタンクとしての財団法人・日本国際問題研究所の有効活用を図るため、研究所自身の改革を指導した。</p> <p>3. 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>国民のニーズと国益に則った力強い外交を推進するためには、組織として外交政策を策定する能力を高める必要がある。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a)特定の主要外交案件についての各界有識者の方々との自由な議論を通じ、当該案件の中長期的政策立案に活用し、また、外務省の行う政策評価に活用するため、外交政策評価パネルを設置し、平成14年8月から平成15年8月までに計6回の会合を開催。平成15年9月、右会合の結果を踏まえたパネル報告書を大臣に提出。</p> <p>(b)財団法人・日本国際問題研究所に対しては、外務省から「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化、経営基盤の改善と強化の観点から申し入れを行ったので、現在、申し入れの方針を踏まえて、事業計画・内容、予算・資金面での諸改革が実施されている。具体的には、平成15年度冒頭より、規定の当初計画をちゅうちょ無く見直し、緊急性のないテーマを可能な限り排除し、緊急で関心の高い課題について積極的に政策提言を行うため、また、本格的な改革のスタートとなる平成16年度の補助金予算要求においては、「外交政策シンクタンク」への脱皮を図るため、従来から続いていた「外交問題研究」の項目を全て廃止し、代わって「政策研究及び提言」という項目に組み換えた。</p>	

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

政策構想力の強化については、組織・機構改革においても一つの大きなテーマとしてあげられており、平成16年度夏に新しい組織・機構に移行した後、更に如何なる形で政策構想力の強化を実施していくか検討する必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

(財) 国際問題研究所の業務が、外交政策シンクタンクとしての活動に重点が置かれる方針であることに伴い、平成16年度より主管が総政局に移管される。また、研究者研究機関担当の企画官を総政局総務課に新設する。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況（平成15年12月25日）：
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/kodo_sj/index.html)
- ・外交政策評価パネル報告書（平成15年9月）：
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjyo/etc.html)
- ・「平成14年度外務省政策評価書」（平成15年度5月 外務省）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h14_h.pdf)

7. 【備考・特記事項】

政策構想力の強化については、その効果を定量的に把握することは困難である。また、成果については長期的な視点に立って判断する必要がある。

外務省改革

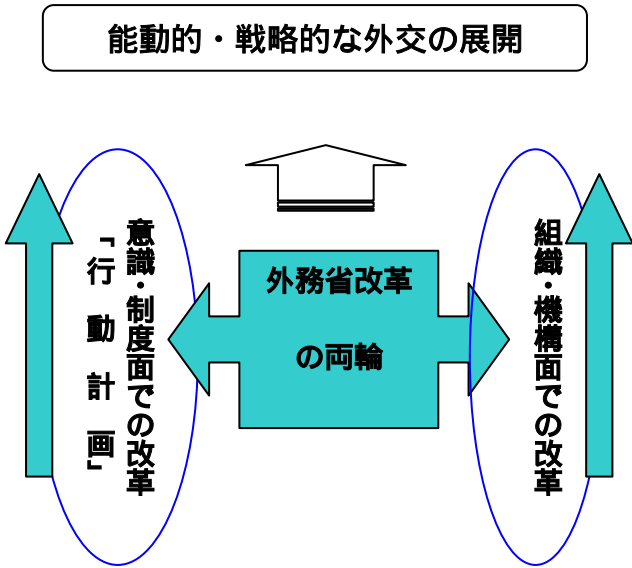
平成15年11月
外務省

能動的かつ戦略的な外交を展開する体制を構築し、外務省に対する国民の信頼を回復することを目的として、外務省では「意識・制度面の改革」から「組織・機構面の改革」に及ぶ改革へのさまざまな取組を行っている。

平成13年以降明らかになった一連の不祥事によって失われた国民の信頼を回復するために、平成14年2月に就任した川口外務大臣の下で改革が抜本的に推進された。川口外務大臣は、就任直後「開かれた外務省のための10の改革」を発表し、これに基づき、外部有識者からなる「変える会」が発足した。「変える会」は「開かれた外務省のための10の改革」に盛り込まれた人事、ODA、広報などのテーマを中心に検討し、平成14年7月に「最終報告書」を川口外務大臣に提出した。また、平成14年3月以降、外務省内の有志が自らの手で改革を行うことを目的とした自主的なグループ「変えよう！変わろう！外務省」が活動を始め、改革の提言を行った。

このような動きを踏まえ、外務省は独自の改革案を取りまとめ、平成14年8月に「行動計画」として発表した。この「行動計画」に基づく改革作業は、省員の意識改革や公募制の導入等新たな人事制度の導入、在外邦人に対する領事サービスの拡充など幅広い分野における制度面での改革が含まれ、具体的な成果をあげつつある。
(別紙参照)

また、このような改革の流れと平行して、平成16年夏より能動的・戦略的な外交を展開するための新たな組織・機構に移行するための作業が進められている。



詳しくは、外務省ホームページ「外務省改革の現状」をご覧ください。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/kai_genjo/index.html)

外務省改革の流れ

「意識・制度面での改革」と「組織・機構面での改革」を両輪として

